

第76回 歴史リレー講座「憲法十七条と仏教」 本郷 真紹氏 (R3.1.17)

来年2022年は聖徳太子没後1400年、そして天台宗開祖最澄没後1200年にあたります。日本仏教は太子から始まり、太子を信仰した最澄の流れの中で発展を遂げてきたといっても過言ではありません。私はこれらの遠忌を機会に、若い世代にも宗教や文化の原点が持つ意義を見直してもらえればと願っています。

まず、604年に制定された憲法十七条の条文の持つ意味を捉え直してみることで、なぜ太子が外来宗教である仏教を導入し、布教に尽力したかが理解できそうです。太子の父、用明天皇崩御後、蘇我氏と物部氏の争いが生じた6世紀、中国大陸では長く続いた南北朝時代が終わり、隋隋による統一帝国が誕生(589年)。このままでは、やがて日本は中国に飲み込まれてしまう。争っている場合ではなく、一致団結しなければならない。そのためには仏教の力が不可欠だと太子は確信したのです。

さらに、当時の仏教は病の治療も重要な功德のひとつであり、僧たちは名医でもありました。当時の神は「穢れ」の兆候である病の治療には関与しません。それゆえ用明天皇は健康面での救いを仏教に求めました。最澄は桓武天皇の病を治すために比叡山から都へ呼び寄せられていますし、艱難辛苦の末に来日した鑑真和尚も、失明後は並外れた嗅覚を活かして薬草を判別したという記録があります。

587年、仏教導入の是非をめぐる蘇我氏と物部が対立したとされますが、結局のところは用明天皇の後継をめぐる権力争いでした。蘇我側についた太子が戦勝を祈願して難波に建立したのが四天王寺です。戦いは蘇我氏の勝利で勢力が盤石のものとなるも、新たに即位した崇峻天皇と大臣蘇我馬子はいつしか対立。592年、ついに天皇は馬子の送った刺客に暗殺され、推古天皇が即位しました。

では、なぜ太子は天皇の座につかなかったのか。父母は異母兄妹、そのうえ二人の祖母は実の姉妹という血筋ゆえ、太子は次期天皇に最もふさわしい人物だったはず。しかし本来、天皇が行う第一の仕事は八百万の神を祭ることですから、仏教者としての立場をどれだけ強調し得たのかは疑問です。ちなみに、奈良時代に厚く仏教を信仰し、その力に頼った聖武天皇は、病気がちだった晩年(749年)、娘へ生前譲位(孝謙天皇)をしています。その最大の理由は自身の出家でした。神仏習合の兆しが生じていたとはいえ、当時の仏教はあくまでも神道を補完するためのもの。譲位は宗教的なジレンマによる苦渋の決断だったと思われる。

摂政となった太子に三宝の興隆(仏・法・僧を敬うこと)を命じた推古天皇は、高句麗から慧慈らを招き、太子に教えを学ばせました。そして603年、冠位十二階が制定、翌年には憲法十七条が制定されました。とりわけ有名なのが第一条「和を以て責しと為し、忤ふる(逆らう)こと無きを宗とせよ」、第二条「篤く三宝を敬え」、第三条「詔を承りては必ず謹め」。これらが万民に向けた教えで、第四条以降には官吏が守るべき心得が示されています。

太子はなぜ「和の精神」と「仏の教え」を冒頭に挙げたのでしょうか。「和」の本来の意味は争いや混乱が終結して起こる変化のことです。人はたいてい何らかのグループに属しており、その結果、先天的な血縁者の集団あるいは後天的な地縁者の集団同士の対立が起こります。しかし、仏の教えは生きとし生ける者、あらゆる人々にとって普遍的なものであり、氏族も地域も関係ありません。救済を願えばだれもが等しく救われる仏教が広まれば、きっと日本に新たな連帯感が生まれ、世界情勢に対応できる。太子はこう期待したのではないのでしょうか。

ただし、推古朝において本当の意味で仏教興隆を主導したのが聖徳太子だったのかということには慎重になる必要があります。孝徳天皇が乙巳の変(645年)直後に出示された大化元年八月の詔では、仏教興隆に関して逆賊である蘇我氏の功績を讃えるも、不思議なことに太子に関する記述は一切ありません。太子による一連の仏教的な政策は、社会的要請に基づく政治的手段としての宗教であり、個人的な信仰心とまでは言えません。聖徳太子の事績は紛れもない事実ではありますが、本当に太子が、皇太子という立場にありながら、仏教の精神を理解し、自らの信仰として世間に広めようとしていたのかは、八百万の神を祭る天皇の宗教的性格を踏まえて捉え直さな

ければならないと思っています。